

安全安心な生活衛生・医事衛生の確保
に向けた監視指導DX推進事業に係る
業務改善コンサルティング業務委託
受託事業者 募集要項
(公募型プロポーザル)

令和7年1月 大阪市

事務局	:	大阪市健康局健康推進部生活衛生課
住所	:	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所2階)
電話	:	06-6208-9981
FAX	:	06-6202-6967
E-Mail	:	fc0006@city.osaka.lg.jp

第1章 事業の概要

1 事業名

安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託

2 事業の概要

(1) 目的

現在、保健所等で行う監視員業務のうち、監視指導内容の記録や調査票の作成等、アナログで行っている業務が多く存在し、それらにかかる監視員業務の負荷も大きく、業務の効率化が求められているところである。

また、監視員業務は食品衛生法・美容師法等に基づく立入調査や各種検査など多岐にわたるため、横断的かつ課題のある業務も多く、その解消が容易ではない状況にある。加えて、2040年頃には生産年齢人口の減少に伴う労働力の絶対量の不足が想定され、これまでの行政運営のスタイルでは対応できない時代が到来すると言われており、限られた人材である監視員の確保についても一層厳しくなることが予想される。

このような状況の中、国は「デジタル・ガバメント実行計画」として自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進しており、本市においても「Re-Designおおさか～大阪市DX戦略～」として、データやデジタル技術の活用を前提に、サービスや行政のあり方を再デザインする取組みが進められているところである。

そこで、監視員業務にかかる課題解消に向け、アナログで行っている業務や横断的かつ課題のある業務の分析・BPR等を行うとともに、デジタル化・DXの推進を見据えた検討を行い、監視員業務を効率化し、今後、限られた数の監視員で多様化する市民ニーズに対応し、更なる市民サービスの充実に繋げることを目的とする。

(2) 対象業務 ※以下は一例である。

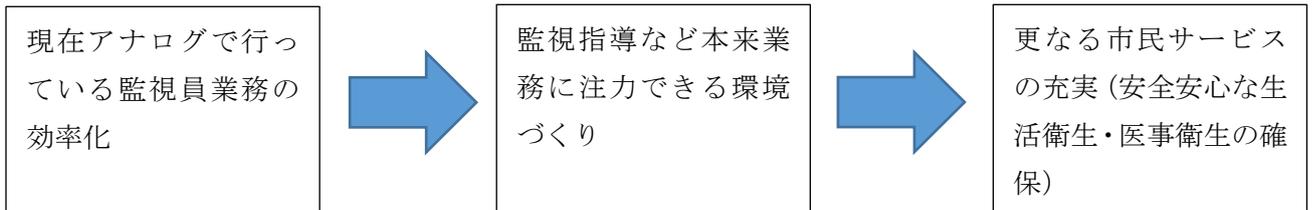
監視員業務の一例		それらにかかる課題(一例)
環境衛生関係	公衆浴場や旅館業、理・美容所等営業施設の許認可及び監視指導	●現在、紙媒体による申請を受け付け、業務システムへ入力している。申請数の多い業種では待ち時間が長くなり、混雑する状況にある。また、窓口で審査後、受付する際の手数料を金融機関等で支払うため、申請書の受付まで事業者に手間がかかっている。 ●現場調査を実施する際には、業務システムから紙資料を出力し、紙媒体に結果を記録した後、再度業務システムに入力している。そのため、現場調査後、許認可の事務処理に時間を要している。
薬務指導関係	薬局、店舗販売業、医療機器販売業等の許認可及び監視指導	
食品衛生関係	食品衛生法その他食品衛生関連法令に基づく許認可及び監視指導	
医療指導関係	病院・診療所等の許認可及び立入検査指導	

3 業務委託の内容

監視指導DXの推進に伴い、めざす姿の実現に向け、監視員業務にかかる課題を解消し、アナログで行っている業務や横断的かつ課題のある業務の分析・BPR等を行うとともに、デジタル化・DXの推進を見据えた検討を行うことで、監視員業務を効率化し、監視指導など本来業務に注力できる環境づくりや、更なる市民サービスの充実に繋げることができるよう、次の項目(1)～(6)について業務委託を想定している。

なお、本項目は、業務委託契約の締結時において、プロポーザルの提案内容等に基づき本市と受託事業者双方の協議により業務(仕様)内容を確定するものであるため、事業の概要等を十分に理解したうえでより良い提案とすること。

【監視指導 DX の推進に伴うめざす姿】



(1)関係所属等との会議(ヒアリング等)の実施(事前準備)

関係所属(※)との会議(ヒアリング等)の実施に向け必要物を準備する。

(※)関係所属・・・健康局の監視員業務に関連する事務を所管する各事業担当を基本とするが、必要に応じて関係先を追加する場合もある。

	所属	事業内容
健康局	生活衛生課	環境衛生、薬務指導、食品衛生、乳肉衛生・動物管理に関する事業
	環境衛生監視課	環境衛生に関する事業
	食品衛生監視課	食品衛生に関する事業
	各生活衛生監視事務所(市内5か所)	環境、食品衛生に関する事業
	保健医療対策課	医事衛生に関する事業

【会議(ヒアリング等)における検討事例】

- (ア) 現行業務(業務フロー含む)の内容
- (イ) 現行業務における課題
- (ウ) 課題解消に向けた取組み
- (エ) システム構築を前提とした業務・取組み
- (オ) その他、監視員業務に関連する内容

【準備内容】

いずれも、受託事業者が行うこととするが、本市関係所属との日程調整や会議に必要な資料の用意(会議当日までに必要部数を準備すること)等については、必要に応じて発注者と調整のうえ進めていくこと。

(2)関係所属等との会議(ヒアリング等)の実施(当日・実施後)

業務の履行にあたり必要となる会議等については、発注者と適宜調整のうえ開催すること。

また、会議後は会議録を作成し、会議参加者へ内容を確認したうえで、当日使用した会議資料及び会議録を発注者あてデータで提出すること。

(3)現行業務(業務フロー含む)及び課題の整理

(1)及び(2)を踏まえて、各業務内容(業務フロー含む)・課題を整理すること。

(4)課題解消に向けた調査分析、検討

(1)～(3)において洗い出された課題を整理し、課題解消に向けた調査分析、検討を行い、その内容を発注者及び関係所属等に対し提示(提案)すること。

(5)めざす姿の業務フローの提案

(1)～(4)により得られた内容を基に、業務プロセスを見直し最適化するための「めざす姿の業務フロー」を作成し、発注者及び関係所属等に対し提示(提案)すること。

(6)システム構築に向けた提案

本業務の実施により得られた内容をもとに、発注者が別途提示する作成途中の「新システム」の調達仕様書案へ随時反映のうえ、発注者へ提示すること。

なお、遅くとも次年度の予算要求時期の見積取得時や、システム調達の告示前のタイミングが一定のマイルストーンとなる。

【システム化のイメージ(一例)】

1 次の①、②について、電子化及び相互連携を図る。

① 生活衛生や医事衛生の許認可申請:現行の紙方式による申請・審査をオンライン方式へ移行

② システムとタブレットの連携:現地調査時のタブレット端末使用によるクラウドへの直接記録

2 市民・事業者からの申請等手続きの「書かない、待たない窓口」を実現

3 業務効率化により生じたリソースで監視員のスキルの向上や監視指導の強化を図り、さらなる事業の適正化につなげる

(7)RFIの実施

「衛生関係支援システム(仮称)調達仕様書」の作成にあたり、システム応札候補者へ意見を招請(RFI)することで、特定のベンダに依存しない公平性・透明性を確保し、また、「実現性(各事業者の対応可否)」及び「経済性(コスト効果)」について検証を実現したうえで、仕様書の策定に繋げること。

なお、RFIの実施は2回(実施時期は本市と協議のうえ決定)とすること。

4 業務委託期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

ただし、本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和7年度予算の成立を条件とする。

予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受託事業者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

5 実施場所

- (1)大阪市健康局健康推進部生活衛生課(大阪市北区中之島1丁目3番 20 号 大阪市役所2階)
- (2)その他、必要に応じて発注者と受託事業者が協議のうえ、発注者が指定する場所

6 実施体制等

(1)実施体制

ア 本要項に定める業務内容を踏まえ、業務を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。

イ 受託事業者の業務体制及び連絡体制等(業務計画書、対応マニュアル、責任者の明示など)を整備し、本市が定める期日までに「業務従事者届」にて提出すること。なお、業務責任者(正)(副)それぞれ最低1名ずつ配置し、業務着手日までに契約書や仕様書の内容について他の業務従事者に指導できるようにしておくこと。

ウ 基本的に体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ず体制を変更する必要がある場合には、事前に発注者の了承を得たうえで、「業務従事者変更届」を提出すること。

(2)作業時間

業務を本市施設及び本市が入居する施設内で行う必要がある場合は、原則として、平日の午前9時～午後5時30分とする。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始については業務を行わないこと。)

7 再委託について

(1)業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託事業者はこれを再委託することはできない。

(2)業務委託契約書第16条第1項に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などをいい、受託事業者は、これら業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。ただし、この場合において、受託事業者は再委託等に係る情報セキュリティ報告書及び再委託等に係る情報セキュリティ確認書の写しを発注者に遅滞なく提出しなければならない。

(3)受託事業者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、受託事業者となった者が再委託先等を公表できないことについての理由を書面で疎明した場合はこの限りでない。

(4)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとし、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託事業者を選定したときは、この限りではない。

(5)受託事業者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書

面とあわせて発注者に提出しなければならない。

第2章 応募資格

1 応募資格

次の(1)～(7)の全てを満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団体でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (7) 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること。

2 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査・選定の対象から除外する。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (6) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

第3章 応募スケジュール

日程	内容
令和7年1月17日(金)	公募開始・質問受付開始
令和7年2月4日(火)	質問受付締切
令和7年2月13日(木)～2月19日(水)	応募書類の提出期間
令和7年3月4日(火)	企画提案書にかかるプレゼンテーション【参加必須】 (1事業者あたり質疑応答含めて15分程度)
令和7年3月上旬	選定結果通知
令和7年3月中旬～下旬	細目協議
令和7年4月1日	契約締結・事業開始

第4章 応募書類・提出方法等

1 応募書類

(1) 書類受付場所・提出受付期間等

【受付場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階 大阪市健康局健康推進部生活衛生課
 担当: 中島・堀内 (※)必ず持参により提出すること。郵送等は受け付けない。

【提出受付期間】

令和7年2月13日(木)～令和7年2月19日(水) 午前9時30分～午後5時30分

※ただし、開庁日の午後0時15分～午後1時まで及び閉庁日を除く

(2) 必須提出書類

書類名称	必要部数及びページ番号	提出受付期間
①企画提案書等(様式1) 企画提案課題及び経費見積書 ※いずれも記載形式は自由とするが、企画提案課題は、「第6章 選定方法・基準(3)提案審査評価項目・評価点数」に基づき採点が行われる旨に留意すること。なお、経費見積書については、提出された企画提案課題が合理的な説明となっているかを確認するためのものであり、直接配点に影響はしない。	正本1部、副本4部 ※正本・副本ともにページ番号を付番し、副本については、匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者氏名についてマスキング(匿名化)処理を行うこと。また、PDFでも提出すること(CD-R:1枚)。なお、40ページ(片面印刷の場合40枚、両面印刷の場合20枚)以内とすること。	令和7年 2月13日(木) ～2月19日(水)
②公募型プロポーザル参加申請書(様式2)	各1部	
③ 申出内容誓約書(様式3)		

(3) その他書類

以下の書類は、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については省略できるものとする。

書類名称	必要部数	提出受付期間
①登記簿謄本又は登記事項全部証明書(提出前3か月以内に発行されたもの:写し可)、もしくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)	各1部	令和7年 2月13日(木) ～2月19日(水)
②貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書		
③印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの:写し不可)		
④使用印鑑届(様式4)		
⑤過去2か年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの:写し可) ※税務署の証明様式その3(その3の2, その3の3)でも可		
⑥過去2か年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)		

※必要に応じて、追加書類の提出を求める場合がある。

※提出いただいた書類に関し、質問(連絡)することがある。

2 質問事項

質問事項がある場合は、「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託 受託事業者募集に関する質問票(様式5)」に記入の上、令和7年2月4日(火)午後5時までに大阪市健康局健康推進部生活衛生課(メールアドレス fc0006@city.osaka.lg.jp)あて電子メールにて送付すること。受け付けた質問については、本市ホームページ上で回答する。

第5章 委託料・契約等

1 事業規模(契約上限額)

【令和7年4月1日(契約締結日)から令和8年3月31日における委託料】

金 75,636,000 円(税込) ※事業実施にかかる人件費及び物件費を含む。

2 委託料の支払い

委託料は、年度末の事業完了の確認後、受託事業者の請求に基づき、原則 30 日以内に支払うものとする。

3 費用分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

4 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

第6章 選定方法・基準

1 選定に関する事項

(1)選定方法

ア 第2章の応募資格を有するものから企画提案(プレゼンテーション)を受け、その内容について審査する。

イ 本企画提案の審査については、「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導 DX 推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託企画提案事業者選定会議」が行う。

ウ 選定委員は審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、審査の結果、合計点数が最も高い事業者を受託事業者として選定する。

(2)企画提案書にかかるプレゼンテーション(参加必須)

ア 日時・場所

令和7年3月4日(火) 午後2時 ~ 午後4時(予定)

大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号 あべのメディックスビル内会議室(予定)

※詳細については、別途通知する。

イ 提案方法

提出した企画提案書等の内容について、10分程度で委員向けにプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの後、委員の質疑応答(5分程度)を予定している。

※プレゼンテーションは、あべのメディックスビル内会議室にて委員(現地またはWeb参加)あて行うものとし、提出した企画提案書等に基づき実施すること。なお、端末機器は本市で用意するものを使用すること。

※企画提案書等の提出後(プレゼンテーション当日含む)、資料の差替え及び追加資料は一切認めない。

(3) 提案審査評価項目・評価点数

評価項目	評価内容	評価の視点	配点	配点計
1 企画提案に関する 基本的な考え方	①業務目的及び 業務内容の理解度	・業務の目的や内容、めざす姿を理解した提案となっているか。	15点	計 25点
	②めざす姿の実現に向けた 取組み	・めざす姿の実現に向け、十分な検討がなされ、クリエイティブな提案となっているか。	10点	
2 具体的提案内容	①関係所属等との会議 (ヒアリング等)の実施	・会議の開催実施にかかる提案が具体的であるか。	5点	計 50点
	②課題の整理	・課題を想定し、構造化したうえで優先度をつける等、整理方法について具体的に提案できているか。	10点	
	③課題解消に向けた 調査分析、検討	・課題解消を想定し、調査分析・検討方法等について、具体的な内容を記載しているか。	10点	
	④システム構築に向けた 提案	・デジタル化・DXの推進を見据え、具体的に提案できているか。	25点	
3 実施体制等	①実施体制・スケジュール	・業務を確実に円滑に遂行するための実施体制を取り、具体的で実効性のある業務実施スケジュール(計画)となっているか。	15点	計 25点
	②類似業務履行等にかかる 実績の有無	・類似業務履行の実績、もしくはそれに類する専門性、情報の蓄積があるか。	10点	

※合計点数が満点の5割に満たない場合、または「1 企画提案に関する基本的な考え方」「2 具体的提案内容」「3 実施体制等」それぞれの合計点のうち、1項目でも0点があった場合は、受託事業者候補として選定しない。

※評価点が最も高い事業者が複数あった場合は、「2 具体的提案内容」にかかる合計得点が高い方とし、同点数も同点の場合は、抽選のうえ受託事業者を決定する。

第7章 選定結果の通知等

1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募事業者に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表する。

2 受託事業者との協議・契約

本市は、選定後、受託事業者と細目を協議し、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

第8章 その他

1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とする。

2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しない。また、受託事業者の選定後、応募書類、追加提出書類を他の用途で使用することはない。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めない。

応募書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。

3 事務局・問い合わせ先

大阪市健康局健康推進部生活衛生課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

電話 : 06-6208-9981

FAX : 06-6202-6967

E-Mail : fc0006@city.osaka.lg.jp

担当 : 中島、堀内